

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	15	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設（護岸、岸壁、物揚場）</p> ・特例措置の内容 <p>取得後5年間、固定資産税の課税標準額を</p> <p>(イ) 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設 1/2</p> <p>(ロ) (イ)以外の施設 5/6</p> <p>とする特例措置を3年間延長</p> 		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第35項 地方税法施行令附則第11条第34項 港湾法第55条の8第1項、第2項 港湾法施行令第9条 港湾法施行規則第27条の2、第27条の3、第27条の4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項 首都直下地震対策特別措置法第3条第1項 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー(ー) [改正増減収額] ー</p> <p>[平年度] ー(▲10.31)</p> <p>(単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 災害発生後の迅速な被災者支援や災害復旧には、海上からの緊急物資輸送やエネルギー物資輸送が重要な役割を果たすことになる。こうした緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確保のため、一般海域においては、非常災害時に船舶の交通を緊急に確保するための航路（緊急確保航路）の指定などを講じてきた。さらに港湾においても、災害時輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にする。</p> <p>(2) 施策の必要性 南海トラフ地震等の大規模地震が切迫しており、国、港湾管理者等が総力をあげて非常災害時の港湾機能の継続に向けて取り組んでいる中、港湾の護岸等の約4分の1は民有の施設が占めており、民有の護岸等には老朽化により更新が必要な施設が急増している。東日本大震災時には、港湾で民間事業者が所有する護岸等が損壊し航路確保を妨げたことにより、緊急物資輸送船が一時入港不可能となる事態が生じた。このため、非常災害時に損壊し船舶交通に支障を及ぼすおそれのあるこうした民有の護岸等（護岸、岸壁、物揚場）の耐震性の確保が課題であり、耐震改修の実施を事業者に促していくことが必要となっている。 しかし、耐震改修の実施には多額の資金が必要となることから、厳しい経営環境の中、民間事業者は収益に直接結びつかない護岸等の耐震改修になかなか踏み切れない状況である。このため、国土交通省では、平成26年の港湾法改正により国による事業者への無利子貸付を可能にし、固定資産税に係る本特例措置を講じた。また、平成30年6月に「護岸の耐震化ガイドライン」を作成・公表し、民有護岸の簡易な耐震診断手法を情報提供したことに加え、特定技術基準対象施設である126施設に対して耐震状況を令和元年度末までに報告することを求め、耐震性の確保されていない施設の把握を進めてきたところ。本特例措置があることに</p>		

よって積極的に耐震改修の検討を行っているとの事業者の声もあり、耐震改修した施設の保有コストを低減するという本特例措置による耐震改修のインセンティブにより、事業者に特別特定技術基準対象施設の耐震改修の検討を促すことができている。したがって、本税制特例措置の延長が必要不可欠である。

本要望に
対応する
縮減案

—

ページ

15—2

		【内閣府本府政策体系】10. 防災 10. 防災に関する施策の推進
合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国土強靭化基本計画」(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)において、「コンビナートに係る…護岸等の強化等の地震・津波対策・・・を着実に推進する必要がある」との記載あり。 ○ 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和元年 5 月 31 日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」との記載あり。 ○ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成 27 年 3 月 31 日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」との記載あり。 ○ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」との記載あり。
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある航路に接続する港湾における、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの施設のうち、特に耐震性について現行の技術基準を満たしていない施設に対して、耐震化を実施するよう推進していく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の技術基準に適合していない施設の改修を促進する。
	政策目標の達成状況	平成 30 年 6 月に「港湾における護岸等の耐震調査・耐震改良のためのガイドライン」を作成・公表 港湾管理者を通じて 126 施設に対して耐震性が現行の技術基準を満たすか報告徴収により確認
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 3 年度：0 件 ○ 令和 4 年度：2 件 ○ 令和 5 年度：1 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 護岸等の耐震改修の実施には多額の資金が必要となることから、厳しい経営環境の中、民間事業者は収益に直接結びつかない護岸等の耐震改修になかなか踏み切れない状況である。本特例措置により、無利子貸付制度及び法人税の特例措置と併せて、護岸等の耐震改修や保有に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による耐震改修が促進される。 ○ 國土交通省では、平成 30 年 6 月に「護岸の耐震化ガイドライン」を作成・公表し、民有護岸の簡易な耐震診断手法を情報提供した。また、特定技術基準対象施設である 126 施設に対して、耐震状況を令和元年度末までに報告することを求めたところであり、現行の技術基準に適合していない施設の把握を進めてきたところ。このため、現在までに本税制の適用には至っていないものの、今後は改修が進むものと考えている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特別措置（法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者の行う特別特定技術基準対象施設の耐震改良に対する無利子貸付制度（港湾法第 55 条の 8） 令和 3 年度概算要求額 150 百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は上記の無利子貸付を受ける者に対して適用されるものであり、両制度が一体となって特別特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。 ○ 無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することで、事業の成立性を高めるもの。本特例措置は、耐震改修した護岸等の保有に係るコストを低減することにより、耐震改修を促進するものである。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本税制特例措置は、耐震改修した施設の保有コストを低減することで、民間事業者に対し護岸等の耐震改修のインセンティブを与えるものであり、非常災害時の船舶の交通の確保を図るために必要不可欠である。一方で、対象施設は、無利子貸付を受けて耐震改修を行う護岸・岸壁・物揚場に限定しており、必要最小限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>適用件数 (適用事業者数)</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 27 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額	平成 27 年度	0	0	平成 28 年度	0	0	平成 29 年度	0	0	平成 30 年度	0	0	令和元年度	0	0	
年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額																		
平成 27 年度	0	0																		
平成 28 年度	0	0																		
平成 29 年度	0	0																		
平成 30 年度	0	0																		
令和元年度	0	0																		
<p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績（千円）：平成 28 年度 0 平成 29 年度 0 平成 30 年度 0</p>																				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置により、無利子貸付制度及び法人税の特例措置と併せて、護岸等の耐震改修や保有に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による耐震改修が促進される。 																				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。 																				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者において、所有する施設の現行の技術基準に対する適合状況が十分に把握できていなかったこと、所有する施設の耐震性の点検診断にも時間を要したことにより、改修が進まなかった。 																				
<p>これまでの要望経緯</p> <p>平成 27 年度創設 平成 30 年度拡充・延長（一部港湾について課税標準 5 年間 2 / 3 から 5 年間 1 / 2 に拡充）</p>																				